

教育子ども委員会 説明資料

地域療育センターの運営の見直しについて

平成29年12月13日

子ども青少年局

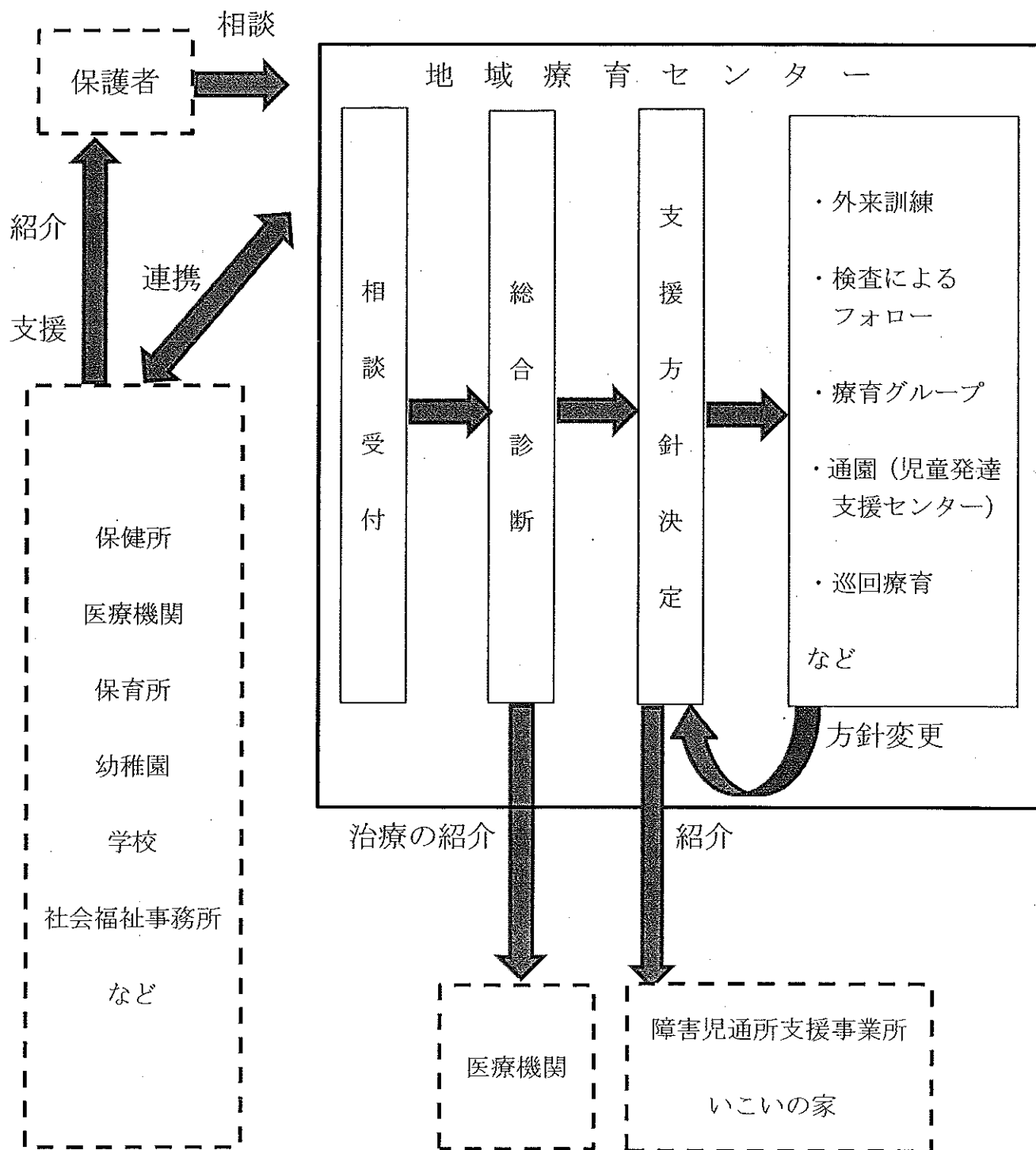
目 次

	頁
1 地域療育センターの概要	1
2 支援の流れ	2
3 公の施設の運営の見直しについて	3
4 西部地域療育センター・北部地域療育センターの概要 . . .	4
5 今後の取組方針	5
6 北部地域療育センターの民間移管にかかる今後の スケジュール（案）	5
（参考） 各地域療育センターの概要	6

1 地域療育センターの概要

施設の 種別	児童福祉法に定める児童発達支援センター及び医療法に定める診療所
目的	乳幼児の発達の遅れなどを可能な限り早期に発見し、身近な地域で一貫した支援を行う地域療育体制の核として、子どもの発達に関する専門家を配置し、発達相談、診療、発達支援など、子どもの状況に応じた専門的な支援を行う。
事業内容	① 発達相談 障害の種別を問わず、子どもにとって最適な支援方針を保護者と一緒に見つけるため、子どもの成長や発達について相談に応じる。 ② 診療 小児科・整形外科・精神科・耳鼻咽喉科などの診療、医師の指示に基づいた各種検査及び理学療法などの療育訓練を行う。 ③ 発達支援 児童発達支援センターでの支援が必要と医師が判断した就学前の子どもを対象に、少人数のクラス編成で継続的な発達支援を行う。また、療育グループでは、親子で小さな集団での活動を通して発達を促す支援を行う。 ④ 地域支援 地域において障害や発達の遅れなどがある子どもが支援を受けられるよう、保健所、保育所などの関係機関と連携を図る。 ⑤ 障害児相談支援事業 児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障害児支援等のサービスについての情報提供や障害児支援利用計画の作成等を行う。

2 支援の流れ



3 公の施設の運営の見直しについて

平成26年度に、公の施設等について民間活力活用の総点検を行い、対象施設の点検を踏まえた取組方針をとりまとめ、平成27年2月に公表した。地域療育センターについては、次のとおりの取組方針とした。

取組方針	西部及び北部地域療育センターについては、受託能力のある法人が限定される中、医師をはじめとする医療技術職の確保の課題に取り組み、民営化について検討していく。 中央療育センターについては、医師など医療技術職を中心に児童福祉センター内の他施設と連携して運営しており、市内の療育支援や地域支援の内容や質の向上、均質化を図るため、本市の療育体制の中心として引き続き直営で運営する。
------	---

4 西部地域療育センター・北部地域療育センターの概要

名称		西部地域療育センター	北部地域療育センター
所在地		中川区小本一丁目	西区新福寺町
定員		40人	40人
開設年月日		平成5年4月1日	平成15年4月1日
敷地面積		2,814.67㎡	3,298.34㎡
延床面積		1,749.93㎡	1,749.91㎡
規模構造		鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
事業実績	発達相談 (新規)	395件	339件
	診療 (初診)	388人	339人
	発達支援 (通園在籍児童数)	42人	44人
	地域支援 (巡回療育)	29か所	46か所
	相談支援事業	276人	119人

注1：定員は、児童発達支援センターの定員

注2：事業実績は、平成28年度の実績。ただし、通園在籍児童数は平成29年4月1日現在

5 今後の取組方針

北部地域療育センター	平成35年度に民間への移管を実施する。
西部地域療育センター	北部地域療育センターの民間移管を実施した後に民間移管することとし、その時期について検討していく。

6 北部地域療育センターの民間移管にかかる今後のスケジュール（案）

29年度～	保護者等への説明 移管先法人の公募条件の整理
33年度	移管先法人の公募及び決定
34年度	移管先法人への運営引継ぎを実施
35年度	法人への移管を実施 本市によるアフターフォローを実施

(参考) 各地域療育センターの概要

(平成29年4月1日現在)

区 分	運営主体	開設年月	所在地	対象エリア
中央 療育センター	公営	H22. 5	昭和区 折戸町	中区、昭和区、 瑞穂区、熱田区、 天白区
西部地域 療育センター	公営	H5. 4	中川区 小本一丁目	中村区、中川区、 港区
北部地域 療育センター	公営	H15. 4	西区 新福寺町	東区、北区、 西区
南部地域 療育センター そよ風	民営	H8. 4	南区 三吉町	南区、緑区
東部地域 療育センター ぽけっと	民営	H26. 6	千種区 猫洞通	千種区、守山区、 名東区